

2021年（令和3年）第8回総会議事録

- 1 告示年月日 2021年（令和3年）7月16日（金）
- 2 通知年月日 2021年（令和3年）7月16日（金）
- 3 開催年月日 2021年（令和3年）7月30日（金）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 中会議室
- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
議案第4号 非農地証明について
- 6 報告事項
農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 4番 野田 幸男 5番 寶諸 孝也
6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也 8番 小林 輝仁 9番 石井 洋子
10番 安原 理雄 11番 下江 京子 12番 河村 昇 13番 山本 明
14番 須藤 薫雄 15番 谷本 耕造 以上14名
- 8 欠席委員
1番 佐藤 眞子 以上1名
- 9 その他の出席者
0名
- 10 事務局出席職員
事務局長 宮谷 誘治 事務局専門員 延平 光雄
事務局次長 瀧川 滋雄 事務局 三好 千鶴
松永出張所 花田 宏 北部出張所 藤井 裕美
神辺出張所 杉原 信広 沼隈出張所 神原 希代子
以上8名

11 議事内容
午後 3時00分

事務局長	ただいまから、2021年（令和3年）第8回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷邊会長、会議の進行をお願いします。
会 長	— 開会挨拶 —
会 長	それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に、総会の成立を申し上げます。 委員総数15名のうち、出席委員14名、欠席委員1名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議 長	続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行ないます。 議席番号2番上田憲一郎委員と議席番号9番石井洋子委員をお願いします。
議 長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2021年（令和3年）第8回総会議案書訂正事項等について説明します。 議案書（別冊）10ページ6番備考欄の「農振」を削除。以上です。
議 長	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 3番 土屋	東部地区の審議内容について、報告します。 東部地区では、7月26日午前8時40分からの現地調査に続き、午前11時から市役所 東棟3階 302会議室で協議会を開催しました。 委員7名中6名の出席により、議案第1号4件、議案第4号3件、合計7件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決

	<p>定について」の1番から4番について報告します。</p> <p>1番は、西深津町の渡人から蔵王町の受人が申請地を譲受け、経営規模拡大をするものです。</p> <p>場所は、蔵王小学校から東へ170mです。</p> <p>2番は、木之庄町の渡人から久松台の受人が申請地を譲受け、経営規模拡大を図るものです。</p> <p>場所は、福山葦陽高校から南へ380mです。</p> <p>3番は、曙町の渡人から御幸町の受人が申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。場所は御幸小学校から東へ230mです。</p> <p>4番は、御町の渡人から新涯町の受人が期間を定めない使用貸借して、経営規模を拡大するものです。場所は新涯小学校から東へ875mです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題なく、必要な農機具も確保されており、下限面積も超えているので許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4 番 野 田	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、7月27日の午後1時20分からの現地調査に続き、午後4時から市役所東棟3階302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中8名の出席により、議案第1号6件、議案第3号2件、議案第4号1件、合計9件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5番から10番について報告します。</p> <p>5番は、東京都品川区の受人が、山手町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、新規就農するものです。</p> <p>6番は、郷分町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>7番と8番は関連案件です。</p> <p>南町の受人が、7番では大阪市の渡人から申請地を譲り受け、8番では津之郷町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>9番は、東川口町の受人が、北本庄の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>10番は、西町の受人が、内海町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、新規就農するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7 番 岡本	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、7月27日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名の出席により、議案第1号2件、議案第3号2件、議案第4号4件、合計8件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の11番と12番について報告します。</p> <p>11番は、多治米町五丁目の受人が、藤江町の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするもので、野菜を栽培する計画です。</p> <p>12番は、柳津町の受人が、南松永町一丁目の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするもので、水稻を栽培する計画です。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10 番 安原	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、7月27日の午前9時00分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名のうち8名の出席により、議案第1号2件、議案第3号2件、議案第4号4件の合計8件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊4ページの13番と14番について報告をします。</p> <p>13番は、駅家町の譲渡人が、同居する孫である譲受人に、申請地を贈与するものです。譲受人は果樹を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>14番は、駅家町の譲渡人が、同町の弟である譲受人に、申請地を贈与するものです。譲受人は野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員	神辺地区の審議内容について報告します。

<p>13番 山本</p>	<p>神辺地区では、7月27日、午前9時から現地調査を行い、午前11時から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号3件、議案第2号2件、議案第3号12件、議案第4号1件の合計18件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」4ページ15番から17番について報告します。</p> <p>15番は、川南の譲受人が、川南の田1筆2,111㎡について、高齢で労力不足となった川南の譲渡人から譲り受けて、引き続き水稻栽培をして経営規模の拡大をするものです。</p> <p>16番は、下竹田の譲受人が、下竹田の田1筆395㎡と畑1筆636㎡の合計1,031㎡について、親族である上竹田の譲渡人から贈与により譲り受けて、桃・栗・梨などの果樹栽培をするものです。</p> <p>17番は、平野の譲受人が、平野の畑1筆151㎡について、高齢で労力不足となった平野の譲渡人から譲り受けて、経営規模拡大をして季節野菜の栽培をするものです。</p> <p>いずれも申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。
議長	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 神辺地区の報告をお願いします。
委員 13番 山本	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ1番と2番について報告します。 1番は、高齢となった徳田の申請人が、営農継続資金に充てるため、徳田の田2筆合計536㎡について、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。 2番は、高齢で労力不足となった十三軒屋の申請人が、十三軒屋の田1筆1,383㎡について、周辺で需要のある長屋住宅1棟を建築供給するものです。 現地調査を行いました。いずれも日照・排水について支障なく、転用許可妥当と判断しました。以上です。
議長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第2号の1番は、JR福塩線湯田村駅からおおむね500メートル以内に存在するため第2種農地として判断されます。 また2番は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 なお、議案第2号には、常設審議委員会への意見聴取案件はございません。以上です。
議長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。

委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので、採決します。 議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。
議長	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委員 4番 野田	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の1番と2番について報告します。 1番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。 場所は、沼隈体育館の西、約5メートルです。 2番は、入船町の法人が、沖野上町の渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場として整備するものです。 場所は、箕島小学校の南、約700メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	松永地区の報告をお願いします。
委員 7番 岡本	それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の、3番と4番について報告します。 3番は、10ページ5番と関連案件です。尾道市の受人が、神奈川県藤沢市の渡人から譲受け、露天駐車場と庭を設置するものです。場所は、本郷小学校から西へ約90メートルのところです。 4番は、尾道市の受人が、父親である同市の渡人と使用貸借権を設定し、住宅を建設するものです。場所は、二ツ池から、東へ約90メートルのところ です。 現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水など周辺農地への営農条件に

	<p>支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊7ページの5番と6番について報告します。</p> <p>5番は、神辺町の譲受人である法人が、沖野上町一丁目の譲渡人から申請地を譲受け、建売住宅6棟を建築するものです。場所は、福山平成大学の北、約400メートルのところですか。</p>
	<p>6番は、駅家町の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、駅家北小学校の北、約100メートルのところですか。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 13番 山本</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」7ページ7番から9ページ18番について報告します。</p> <p>7番は、津之郷町で土木建築業を営む法人が、川北の田2筆合計1,054㎡を譲り受けて、建売住宅5棟を建築供給するものです。</p> <p>8番から12番は関連案件です。</p>
	<p>東中条で土木建築業を営む法人が、8番の徳田の田3筆1261.83㎡と9番の徳田の田1筆396㎡と10番の徳田の田1筆750㎡と11番の徳田の田1筆1,277㎡、12番の徳田の田1筆1,120㎡を譲り受けて、合計7筆4,804.83㎡を事業拡大に伴い必要となった露天資材置場として利用するものです。</p> <p>13番から16番は関連案件です。</p>
	<p>徳田で建築土木・不動産業を営んでいる法人が、13番の徳田の田2筆2,005㎡と14番の徳田の田1筆355㎡と15番の徳田の田1筆1,148㎡と16番の徳田の田1筆1,194㎡を譲り受けて、合計5筆4,702㎡を事業拡大に伴い必要となった露天資材置場として利用するものです。</p>
	<p>17番は、申請地隣地の宅地を購入した広島市の譲受人が道上の畑3筆合計338㎡について、千葉県市川（いちかわ）市の譲渡人から譲り受けて露天駐車場及び庭として利用するものです。</p>
	<p>18番は、平野の譲受人が平野の畑1筆35㎡について、平野の譲渡人から譲り受けて、自宅への進入路として利用するものです。</p>

	<p>なお、17番については、申請地の一部を既に駐車場として利用し、また、18番も既に進入路として利用されていたので、それぞれ顛末書の提出を受けています。</p> <p>現地調査を行いました。いずれも日照・排水について支障なく、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第3号の4番は、昭和52年から昭和59年にかけて本郷地区として実施された土地改良総合整備事業により整備された第1種農地です。</p> <p>7番は福山市役所神辺支所からおおむね500メートル以内に存在するため第2種農地として判断されます。</p> <p>8番から12番はJR福塩線湯田村駅からおおむね300メートル以内に存在するため第3種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、「4番」は第1種農地のため、「8番から12番」と「13番から16番」は転用面積が3,000平方メートルを超えるため常設審議委員会への意見聴取案件です。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号の「4番」、「8番から12番」、「13番から16番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第3号の「4番」、「8番から12番」、「13番</p>

	<p>から16番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p>
委員 3番 土屋	<p>議案第4号「非農地証明について」の1番から3番について報告します。 1番は、手城町の申請人で、1967年（昭和42年）から親が居宅として建築し、申請人も現在居宅として利用しております。 場所は、手城小学校から西へ713mです。 2番は、広島市の申請人で、大門町の農地を1985年（昭和60年）3月頃から耕作放棄していたところ雑木等が繁茂し山林となったものです。 3番は、千田町の申請人が1985年（昭和60年）4月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となったものです。 現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委員 4番 野田	<p>議案第49号「非農地証明について」の4番について報告します。 大阪市の申請人が、平成12年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は、津之郷小学校の北、約100メートルです。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委員 7番 岡本	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の5番から8番について報告します。 5番は、6ページ3番と関連案件です。本郷町の申請人が、昭和57年頃から車庫敷地として利用されていたものです。場所は、本郷小学校から、西へ約90メートルのところです。 6番は、今津町の申請人が、昭和56年頃から耕作放棄していたところ雑木が繁茂し山林となったものです。場所は、松永高校から、西へ約810メートルのところ、本郷町と今津町の町境に位置しています。 7番は、藤江町の申請人が、昭和45年頃から耕作放棄していたところ雑木</p>

	<p>が繁茂し山林となったものです。場所は、岩川池から西へ約100メートル、北東へ約240メートルから約700メートルのところです。</p> <p>8番は、柳津町の申請人が、平成26年頃から耕作放棄していたところ雑木が繁茂し山林となったものです。場所は、新屋戸池から北へ約110メートルのところです。</p> <p>なお、7番と8番は農振農用区域内の農地であります。担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 10番 安原	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の別冊11ページの9番から12番について報告します。</p>
	<p>9番は、本郷町の申請人によるもので、平成18年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、有磨小学校の南西、約3.3キロメートルのところです。</p> <p>10番は、御幸町の申請人が、平成28年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となっております。</p> <p>場所は、山野小学校の西、約800メートルのところです。</p> <p>11番は、神辺町の申請人が、昭和63年12月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となっております。</p> <p>場所は、山野小学校の南西、約300メートルのところです。</p> <p>12番は、駅家町の申請人が、平成3年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、福山北特別支援学校の北西、約250メートルのところです。</p> <p>なお、9番から11番は、農振農用区域内の農地であります。担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
委 員 13番 山本	<p>議案第4号「非農地証明について」11ページ13番について報告します。</p> <p>13番は、上竹田の申請人が、申請地である下竹田の畑1筆412㎡について、相続により所有することになりましたが、申請地は、平成6年9月頃から耕作放棄されて雑木等が繁茂して山林となっているものです。</p>

	<p>現地確認をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p> <p>なお、申請地については、農振農用地区域内の農地ではありますが、農振担当部局との調整は整っております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり決定します。</p>
議長	<p>次に、協議及び報告事項の「(1) 2021年度(令和3年度)農地パトロールの実施について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>それでは、農地パトロールの実施について説明させていただきます。</p> <p>「2021年度(令和3年度)福山市農地パトロール(農地利用状況調査)実施要領」をご覧ください。</p> <p>第1条の「趣旨」にあるとおり、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を目的とし、利用状況調査を実施することとしております。</p> <p>実施時期については、第2条のとおり8月から10月にかけてとしております。</p> <p>実施の対象及び内容については、第3条のとおりです。</p> <p>また、実施にあたっての意思統一を図るため、第4条のとおり、本日、研修会を開催することとしております。</p> <p>調査員からの報告書類の提出期限は、第6条のとおり、10月8日(金)としています。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等もないようですので、次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の12ページから14ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、14件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、15ページと16ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、17ページから25ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条11件、5条50件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、26ページの「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が2アール未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。2件の届出があり、現地確認の結果、いずれも農業用進入路であることを確認しました。</p> <p>次に、27ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が3件ありました。</p> <p>次に、28ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から4件の照会があり、いずれも農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、29ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、1件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —

議 長	<p>質問等もないようですので、以上をもちまして2021年(令和3年)第8回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は8月31日開催の予定です。</p>
事務局長	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>この後、4時より研修会を開催します。</p> <p>引き続きご出席いただきますようお願いいたします。</p>

午後4時00分閉会

福山市農業委員会会議規則第11条の規定により、ここに署名する。

議 長

.....

2 番委員

.....

9 番委員

.....